

大和郡山市 農委だより

第58号 令和5年3月発行
大和郡山市農業委員会

大和郡山特産イチジク

農業委員任期の最終年を迎えて

農家のみなさまにおかれましては、農業委員会活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化に伴う後継者や担い手の不足、耕作放棄地の増加などに加え、新型コロナウイルスによる影響が続く中、ロシアによるウクライナ侵攻を契機としたエネルギー価格や肥料・農業資材高騰など、大変厳しい状況が続いております。

このような情勢下ではありますが、令和4年5月に改正農業経営基盤強化促進法等が成立しました。地域の農業・農地の課題を話し合いによって共有し、集落の将来について考える「人・農地プラン」は、「地域計画」として法定化されました。当市におきましては約50の集落で「人・農地プラン」を策定いただいておりますが、新たな「地域計画」では、将来の農地利用の計画を示した「目標地図」をつくることとなっており、農業委員会の役割が大いに期待されているところであります。

また、今年度は新たな取り組みとして、大和郡山特産のイチジクを使用したクラフトビールを農業委員会で企画いたしました。クラフトビールで使用したイチジクは、実の割れや不成形から食べられるにもかかわらず廃棄されるものを利用しており、イチジク農家やイチジク栽培で新規就農を目指す若者を支援するため、企画いたしました。

最後に、我々農業委員、農地利用最適化推進委員の任期も今年7月までとなりましたが、引き続き委員一丸となって地域農業の課題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、農家のみなさまには一層のご支援と、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、結びの挨拶とさせていただきます。



大和郡山市農業委員会
会長 飯田 喜代視

もくじ

■ 農業委員任期の最終年を迎えて	1	■ 農業者年金制度が改正されて加入しやすくなりました	4
■ 大和郡山産のイチジクを使ったクラフトビールを作りました	2	■ 第37回農産物品評会が開催されました	4
■ 新規就農者 頑張ってます!!	3	■ 農業委員会事務局は市役所新庁舎3階です	4

大和郡山産のイチジクを使ったクラフトビールができました!!



大和郡山市農業委員会が企画して、市内の農家と協力して市の特産品であるイチジクを使ったクラフトビール「いちじくビール」ができました。

奈良県はイチジクの出荷量が全国で6番目に多く、大和郡山市は県内出荷量の8割以上を占めています。

原材料のイチジクに、実の割れや不成型から食べられるにもかかわらず廃棄されるイチジクを有効活用することで、新たな特産品づくりとイチジク農家の支援につなげています。

醸造は京都府木津川市の「ことことビール株式会社」。いちじくビールは大麦と小麦の麦芽を50%ずつ使用したヴァイセンビールで、イチジクの果汁を加えて熟成させました。ほのかにイチジクの香りと甘みを感じられ、食事の邪魔をしない味わいのクラフトビールとなっています。

いちじくビールのラベルは、イチジク栽培での新規就農を目指して市内の農家で研修中の礒部俊恵さん(奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校アグリマネジメント学科2年)と、その娘の那由多さん(奈良県立高円芸術高校美術科1年)にデザインしていただきました。市のシンボルである金魚やイチジク、柳澤公の家紋などをモチーフにしたデザインになっています。



完成発表の様子

令和4年12月21日にいちじくビールの完成記者発表を行いました。いちじくビールを醸造したことことビール株式会社の板東智也社長並びに、ラベルデザインを考案した、礒部俊恵さんと娘の那由多さんに農業委員会会長より感謝状が贈呈されました。



新規就農者 頑張ってます!!

大和郡山で新規就農されたおふたりから生の声を聞きました。

小塩さんは昨年从小南町・筒井町の農地でイチゴとイチジクを作付けされています。



小塩 大策さん

Q.農業をはじめたきっかけを教えてください。

A.以前は自営業や会社員をしていましたが、「自分で一から作りあげたものを自信をもって売りたい!」と考えるようになり、農業をはじめました。



Q.なぜイチゴとイチジクを作ることに決めましたか?

A.イチゴは高収益作物で採算が見込めるため作ることに決めました。イチジクは果樹の中では植え付けてから2~3年程度と収穫まで早いため収益が見込めること。また、そのまま食べる以外にも加工品も作れるなど汎用性があることから将来性を感じて、作ることに決めました。

Q.農業をしてよかったことを教えてください。

A.今年1月には、市のイチゴ品評会で金賞を取ることができて、努力が報われました。また、新規就農で地域になじめるか不安でしたが、気にかけてもらい協力的に迎えていただいているのがよかったことです。

Q.今後の抱負を教えてください。

A.将来自信が持てればイチゴのハウスを増設していきたいと思っていますが、まずは自分の手の届く範囲で丁寧に仕事していけたらと思っています。「農業は毎年一年生」という言葉があるように、今後も初心を忘れずに、農業をつづけていけるように頑張っていきたいと思っています。



六田 真吾さん

六田さんは一昨年から横田町の農地でイチゴを作付けされています。

Q.なぜイチゴを作ることに決めましたか?

A.ももとはイチゴを作る予定はありませんでしたが、独立前にアルバイトをしていたイチゴ農家さんに、将来独立をして家族を養うためには採算性の高いイチゴがよいと強く勧められました。また、アルバイト先で食べたイチゴがとてもおいしく、自分でも作りたいと思うようになりました。

Q.農地はどのように探されましたか?

A.大和郡山市以外でも農地を探していましたが、なかなか見つかりませんでした。農業委員会に相談したところ、とても親身に相談にのってもらい、横田町の農地を探していただきました。

Q.農業のやりがいを教えてください。

A.農業をはじめて、会社員時代とは違いすべてを自分で判断できることには責任も伴いますが、やりがいを毎日感じています。小さな失敗もありますが、それも経験として今後活かしていこうと思っています。

Q.今後の抱負を教えてください。

A.地域の方には声をかけてもらったり、イチゴを買いに来てもらったりして応援してもらっています。今後は、子供たちのイチゴ摘み体験など、地域の方との交流や地域への貢献ができればと思っています。

農業者年金制度が改正されて 加入しやすくなりました

農業者のための公的年金「農業者年金」は、長生きする農業者の経済基盤がより充実するように、また若い方が加入しやすくなるように、制度が改正されました。

改正ポイント

- ① 35歳未満で一定の要件を満たす方は、月額保険料1万円から通常加入できるようになりました。
(令和4年1月～)
- ② 農業者年金の受給開始時期が、65歳以上75歳未満に広がりました。
(令和4年4月～)
※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象。
- ③ 農業者年金の加入可能年齢の上限が65歳に引き上げられました。
(令和4年5月～)
※国民年金の任意加入者に限る。



詳しい内容や加入のご相談は農業委員会事務局まで。

第37回農産物品評会が 開催されました

第37回大和郡山市農産物品評会が、令和4年11月25日(金)にイオンホールで開催されました。主催は、50周年の節目を迎えた大和郡山市農業振興協議会です。キャベツ、ネギ、ミカン、葉ボタンなど色とりどりの作物が271点出品され、奈良県知事賞以下49点が入賞しました。今回、最も評価が高かったのは、小泉町の山村潔さんの大根で、奈良県知事賞を受賞されました。



農業委員会事務局は 市役所新庁舎3階です

市役所の庁舎が建て替えられ、令和4年5月から新庁舎での業務が始まっています。農業委員会事務局は市役所本庁舎3階の7番窓口です。



農業委員会からのお知らせ！

農地の違反転用は止めましょう！ 農地転用には許可が必要です。

農地を農地以外に用途変更（農地転用）するには、農地法に基づく許可が必要です。

詳しくは、農業委員会事務局へ直接ご相談ください。

農地を相続した場合には、 農業委員会への届出が必要です。

相続で農地を取得した場合には、農地がある市町村の農業委員会に届け出ることが、農地法にて義務付けられています。

農地の適正利用に ご協力をお願いします。

耕作放棄地は、雑草の繁茂や病虫害の発生源になるばかりか、ゴミの不法投棄や火災の原因になるなど、周辺へ悪影響を及ぼすことになります。農地を耕作されない場合でも、適宜草刈りを行うなど、農地の適正管理にご協力をお願いします。



農地の転用、 売買、貸付等の

締め切り日



- 農地法第3条・4条・5条関係
毎月25日が締め切り日です。
- 市街化区域内農地の転用届出
随時、受付いたします。

農家の経営と暮らしに役立つ情報を毎週提供

全国農業新聞

- 月4回発行（毎週金曜日）
- 購読料：1ヶ月 700円

地方版には
身近な情報が
満載！

お申し込み

農業委員会事務局へ ☎53-1746

インターネットで全国の農地情報が 閲覧できます！

eMAFF農地ナビでは、全国の農地情報をインターネットで閲覧できます。農地には1筆ごとにピンがつけられ、ピンを選択すると農地情報を見ることができます。

● 閲覧可能農地情報

- ・ 所在・地番
- ・ 地目
- ・ 面積
- ・ 農地区分（農振法区分・都市計画法区分）
- ・ 賃借権等権利設定の内容（権利の種類・存続期間）
- ・ その他

※公開の対象となっているのは市街化調整区域内の農地です。



全国農地ナビ

<http://map.maff.go.jp/>

定例総会開催日

原則、毎月5日に開催します。（都合により日程変更する場合があります。）

農地パトロールを実施しています

農地パトロールとは、地域の農地利用状況の確認や耕作放棄地の実態把握と発生防止、解消指導、並びに無断転用防止対策として、7月下旬から8月上旬にかけ、年に1度農業委員会で実施している調査です。耕作放棄地については、所有者等に農地の「利用意向調査」を実施します。



農地の管理をお願いします

農地の手入れがされないと病害虫の発生により、近隣の農地や地域住民の方へ迷惑がかかります。農地が荒れないよう所有者、耕作者の方は草刈りをするなど適正な管理をお願いします。



農業者年金に加入しませんか

農業者の方は、国民年金に上乗せの公的年金、「農業者年金」に加入して、老後の生活に備えましょう。

<農業者年金の5つのメリット>

- ① 少子高齢時代に強い積立方式の公的年金
- ② 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできる
(月額2万円～6万7千円までの間で千円単位で自由に選択)
(35歳未満で一定の要件を満たす方は月額1万円から加入可能)
- ③ 終身年金で80歳までの保証付き
- ④ 社会保険料控除など税制面でも大きな優遇
- ⑤ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助あり

<加入要件>

- ① 国民年金1号被保険者で、かつ付加年金に加入している事
 - ② 年間60日以上農業に従事
 - ③ 20歳以上60歳未満
- ※ 農地を持っていない農業者や、配偶者、後継者など家族農業従事者の方も加入できます。



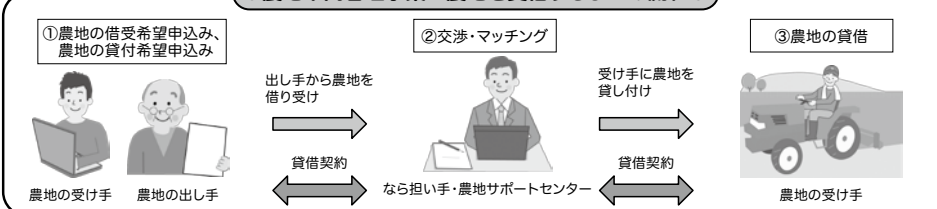
詳しい内容や加入のご相談は農業委員会事務局まで。

農地を借りたい人・貸したい人を募集しています

「高齢で耕作できなくなった農地を誰かに管理してほしい。」「農地を相続したけど農業はしないので、誰かに貸したい。」または、「農業経営を拡大したいので農地を借りたい。」「新規に本格的に農業を始めるので農地を借りたい。」とお考えの方は、なら担い手・農地サポートセンター(0744-21-5020)へご相談ください。

なら担い手・農地サポートセンターは、農地の出し手(貸したい方)から農地を借り受け、受け手(借りたい方)へマッチングします。

●農地中間管理事業で農地を貸借するまでの流れ●



募集期間

出し手(貸したい方): 随時受付
受け手(借りたい方): 随時受付し、年12回(毎月)公表します。
対象農地: 市街化区域以外の区域にある農地
※センターが農地を借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見込めることです。
※受け手の氏名・希望地区等をインターネットで公表します。公表は、年12回(毎月)行います。

お問合せ先

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター
(農地中間管理機構)
〒634-0065 橿原市畝傍町53番地
☎0744-21-5020
HP: <http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/>

なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき県知事の指定を受けた公的機関です。安心してご利用下さい。